

住居確保給付金のご案内

休業等に伴う収入の減少により、家賃の支払いに困り、住居を失うおそれが生じている方々について、
原則3ヶ月、最大9ヶ月、家賃相当額を
自治体から家主さんに支給します。

(これまで)

- ・ 対象：離職・廃業から2年以内の方
- ・ 要件：ハローワークへの求職申し込みが必要

対象の拡大 (4月20日～)

休業等により収入を得る機会が減少し、
離職等と同程度の状況にある方も対象

更に使いやすい制度へ (4月30日～(予定))

ハローワークへの求職申し込みが不要に

支給上限額

- ・ 単身世帯：43,000円
- ・ 2人世帯：52,000円
- ・ 3～5人世帯：56,000円

お住まいの自治体の自立相談支援機関

(住宅、仕事、生活などの相談窓口)にご相談ください

<https://www.mhlw.go.jp/content/000614516.pdf>

